

業務指示書

バングラデシュ国ダッカ都市交通法整備支援【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年7月24日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 山崎 みさ Yamasaki.Misa@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年7月29日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市鉄道、法規制制度の整備に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1) と (2) を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1) と (2) を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（バングラデシュ及びその他 全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年8月2日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地再委託経費、カウンターパートの出張旅費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(BDT1 = 1.282 円 , US\$1 = 98.07 円 , EUR1 = 127.76 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/法整備企画
法整備全般
運転・輸送計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.30 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年8月16日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
 - イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）
 - イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

バングラデシュ国ダッカ都市交通法整備支援【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/法整備企画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項： 法整備全般	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項： 運転・輸送計画	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

案件名：ダッカ都市交通法整備支援【有償勘定技術支援】

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

バングラデシュ国の首都ダッカ市は、その都市圏(Dhaka Metropolitan Area : DMA)に915万人の人口を有している。MRT(Mass Rapid Transit)などの大量輸送設備を有さないDMAの都市交通は道路交通に大きく依存し、自動車やバス、リキシャ等の交通モードの混在による交通渋滞が深刻な問題となっている他、大気汚染や騒音等の交通公害による交通環境の悪化も深刻化している。今後、経済成長および都市人口の増加に伴う自動車保有台数のさらなる増加も見込まれているため、DMAの交通状況および都市環境の改善に向けた都市公共交通システムの整備が喫緊の課題となっている。かかる状況下、JICAはMRTを基軸とした都市交通体系の構築を目的とした「ダッカ都市交通網整備事業準備調査」(以後「DHUTS」と言う。2009年-2011年)を実施し、この結果をもとに、「ダッカ都市交通整備事業(I)」(以後「MRT6号線」と言う。2012年度、有償資金協力)を開始した。

他方で、バングラデシュ政府におけるMRT事業を取り巻く制度構築は緒に就いたばかりである。JICAは、バングラデシュ政府に対するアドバイザーとして「ダッカ都市高速鉄道実施体制強化支援専門家(以後「ダッカIBA」と言う。2011年-12年、有償資金協力専門家)」を派遣し、基本的な組織制度および法整備の枠組み案の分析・検討を行った。具体的には、ダッカ都市交通局(DTCA)が、ダッカ都市圏内の都市交通全般にかかる計画・調整および開業後の規制・監督機関として機能すること、新たに設立されたダッカ都市交通会社(DMTC)が、事業実施および開業後の運営・維持管理を行うことを規定するDTCA法の策定(政府承認済み)や、DMTC設立に必要な企業登録、都市鉄道事業の基となるUrban MRT法(都市鉄道事業法)の策定を行った。しかしながら、MRT6号線事業の実施に必要な鉄道事業の技術基準・一般規則(標準)等、関連する法規則がまだ整備されていない状況である。

現在は、DMTCによって「MRT6号線」事業のコンサルタント選定が開始され、2014年前半には設計が開始される予定となっている。「MRT6号線」の事業効果を確実に発揮するためには、これら各種の設計に先立ち、設計の基本的条件となる「技術基準」および一般規則(標準)の中の「構造規則(標準)」等をまず整備し、適切な事業計画が立案されていくよう担保されなければならない。他方、本事業はバングラデシュ政府にとって初の都市交通(MRT)事業であることから、国内に十分な知見を有する有識者や技術者が存在しないため、先行して都市交通事業の経験を有する国の鉄道事業者等によって、ダッカ都市鉄道に関する技術基準・一般規則(標準)等の策定を支援する必要があるとされている。

本業務は、上記「MRT6号線」事業を含む、ダッカ都市交通事業における設計クライテリアとして、最低限必要となる技術基準・構造規則(標準)等が整備され、適切な設計が策定されること、「MRT6号線」および後続路線を含むダッカ都市交通に関する法・規則案の準備(DMTC)、ならびに各種法規則における許認可体制の構築(DTCA)に向けたロードマップやワークプランが作成されること、バングラデシュにおける都市交通の根拠法となるUrban MRT法の閣議承認が促進されること、を目的として実施するものである。

2. 「ダッカ都市交通整備事業 (I)」の概要

- (1) 事業名：ダッカ都市交通整備事業 (I)
- (2) 事業目的：バングラデシュの首都であるダッカ市内に軌道系大量輸送システムの都市高速鉄道を建設することにより、ダッカ都市圏の輸送需要への対応を図り、もって交通混雑の緩和を通じたバングラデシュ 国全体の経済発展に寄与するものである。
- (3) 事業概要：
 - 1) 鉄道構造物建設（全長約 20.1km の軌道敷設、駅舎建設等）
 - 2) 車両基地建設（土地整備、車庫建設、引き込み線敷設等）
 - 3) 車両調達
 - 4) 電気・信号システム敷設
 - 5) ゼネラル・コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理等）
 - 6) 住民移転支援コンサルティング・サービス
 - 7) 組織開発支援コンサルティング・サービス
- (4) 対象地域：バングラデシュ国 ダッカ市
- (5) 実施機関：ダッカ都市交通会社（Dhaka Mass Transit Company, DMTC）
- (6) 同事業に関連する我が国の主な支援活動：
 - ・ダッカ都市交通プロジェクト形成調査（技術協力、2008 年）
 - ・ダッカ都市交通網整備事業準備調査（技術協力、2009 年～2011 年）
 - ・ダッカ都市交通整備事業（有償資金協力、2012 年度）
 - ・ダッカ都市交通計画改訂事業（技術協力、2013 年度想定）
 - ・ダッカ市都市交通料金システム ICT 化プロジェクト（技術協力、2013 年度想定）

3. 業務の目的

本業務は、上記「MRT6 号線」事業を含む、バングラデシュ国ダッカ都市交通事業において技術計画等の策定に際して最低限必要となる技術基準・構造規則（標準）等が整備されること【目的 1】、「MRT6 号線」および今後の後続路線を含むダッカ都市交通に関する法規制体系が再整理されること【目的 2】、同法規制の準備および許認可体制の構築に向けたロードマップ・ワークプランが作成されること【目的 3】、バングラデシュにおける都市交通の根拠法となる Urban MRT 法（都市鉄道事業法）の閣議承認が促進されること【目的 4】、を目的として実施するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、2013 年 6 月 26 日で署名された M/D に基づき、2012 年度に円借款承諾が締結された「ダッカ都市交通整備事業 (I)」について、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

併せて、コンサルタントは、本業務全体の進捗と、「MRT6 号線」事業全体の進捗状況を把握し、必要に応じて本業務の方向性等について、JICA に提言を行うことが求められる。また、コンサルタントは、「7. 成果品等」に示す各案を作成し、バングラデシュ側関係者に説明・協議のうえ、提出する。

5. 実施方針および留意事項

- (1) 円借款事業（MRT6 号線）の確実な事業効果の発現

本業務は、本体円借款事業「ダッカ都市交通整備事業（I）」（「MRT6 号線」事業）の適切な事業効果発現のために、本事業及び想定される後続 MRT 事業において、本邦の都市鉄道技術が適切に採用されることを目的として、その詳細設計の依拠する「Urban MRT 法」及び「技術基準・構造規則（標準）」を我が国が策定支援するもの。この趣旨から、本コンサルタントは、2013 年 12 月～2014 年 1 月頃に予定されている同「MRT6 号線」の詳細設計コンサルタント（General Consulting Services、以後「GC」と言う。）による詳細設計業務の開始に先んじて、その依拠する法規則である「技術基準・構造規則（標準）」を策定することが求められる。よって、本コンサルタントは、上記の趣旨について十分に理解し、実施機関と緊密に連携し、同事業の内容・進捗に習熟するとともに、同事業とともに本業務を進めていくものとする。よって、コンサルタントは、「MRT6 号線」の GC および組織開発コンサルタント（Institutional Development Consulting Services、以後「IDC」と言う。）の業務範囲・スケジュール等を事前にかつ継続して十分に把握し、本業務に関して必要な変更等が発生すると想定される際には適宜 JICA への提言が求められる。（なお、GC 及び IDC の確定は本年秋頃を予定。）

(2) 業務の実施体制（DTCA と DMTC）

本業務はダッカ都市交通を取り締まる行政機関である DTCA をカウンターパートと想定する一方、本体円借款事業「ダッカ都市交通整備事業（I）」の実施機関は DMTC（ダッカ都市交通会社）である。現 DTCA の組織体制が弱体であることや、本業務において策定する技術基準・構造規則（標準）案が DMTC による MRT 線の基本設計・詳細設計に深く関連すること等から、本業務においては DMTC についても、DTCA と同程度に連携し、検討・協議を行うことが求められる。また、キャパシティが不足し常に多忙とされる DTCA 職員・DMTC 社員との協議に際しては、（現地派遣前の国内作業時から）前広なスケジュール調整を行い、業務相手先の要員を必ず確保するよう留意し、協議においても効率的に実施すべく、事前にベンガル語訳済み資料や簡易な説明資料を作成するなど工夫を心がけること。

(3) MRT 法規則体系の再整理・深堀の観点

前述「ダッカ IBA」で提案された各種法規則等の体系をレビューし、再整理することが求められるが、その際には、「法的拘束力の有無」「性能規定化の是非」「解釈基準か実施基準か」等の観点の検討を含め、バングラデシュの都市交通事業における法規則体系のあり方として最適な提案を行うこと。

(4) 日本や周辺先行国の先例の参照

前述（3）の法規則体系の再整理や、本業務で策定される予定の技術基準・構造規則（標準）においては、都市鉄道の先進国である我が国の事例をはじめ、バングラデシュ周辺の都市鉄道における類似先行国（インド、ベトナム、タイ等）を参考にすべく情報収集および比較分析を行い、バングラデシュでの適用に向けて適切に現地化することが求められる。この際には、「MRT6 号線」（円借款）事業での導入が合意されている本邦技術のダッカ都市交通への適用可能性（範囲・程度）についても十分に考慮する。例えば、「改札等の機械設備」においてはバングラデシュの公共交通への導入が先行して検討されている非接触型 IC カード（JICA 技術協力）形式の導入や、「車両」においては構造物の耐震・耐久性を考慮して採用が合意された軽量車両の導入等を促進するような各法規則の設定に配慮する。

(5) Urban MRT 法の 2014 年承認

現在、ダッカ都市交通整備の大元となる都市鉄道事業法である「Urban MRT 法」の閣議承認プロセス中であるが、省庁間の確認作業が続き、未だに承認に至っていない。同法は「ダッカ都市交通整備事業 (I)」の実施および本業務において必要な根拠法であることから迅速な承認が必要とされている。この趣旨を踏まえて、コンサルタントは、同法の承認プロセスにおいてボトルネックを抽出し、DTCA がバングラデシュ政府から 2014 年中に承認を得られるために必要な支援業務を行う。

(* 但し、最終的な承認は外部要因等で遅れることもあり、契約履行期限内に「承認取得」できない場合でも、コンサルタントの責によらない。) また、現 Urban MRT 法に修正が必要と思われる部分が発生した場合、実施機関および JICA と十分に協議のうえ、現法案に対して適切な修正を行うことも求められている。

(6) バングラデシュ国鉄との関係性への配慮

「MRT6 号線」事業および本業務が対象とするダッカ都市交通は、バングラデシュ国で初の都市交通 (MRT) であり、既存のバングラデシュ国鉄 (BR) とは根本的に異なる技術・法規則で形成していくことを想定している。よって、既存 BR の制度・法規則、技術基準に制限される必要はないが、都市鉄道の知見を有さないバングラデシュ国での業務のために、鉄道技術という共通知見を有する BR の情報や知見等を参照する必要性も考えられる。この趣旨から、コンサルタントは BR との関係性につき十分に配慮し、BR 側と対応する。

(7) 調査の工程 (フェーズ分け)

本業務では、前述 3. の【目的 1】【目的 2】について、特に以下の段階に分けて実施することを想定している。(前述 3. の【目的 3】【目的 4】は、以下に限らず随時実施するものとする。) 但し、以下は目安として、本コンサルタントは状況に応じて自由に提案することを認める。

・ 第 1 フェーズ (2013 年 8 月～9 月) :

【準備期間・現地派遣期間】

- インセプション・レポートの提出
- ダッカ都市交通を取り巻く環境分析 (Urban MRT 法の承認状況や、DTCA、DMTC の現状等)、
- 情報収集・既存情報整理 (JICA による先行調査、「MRT6 号線」の GC および IDC の業務範囲・スケジュール等の確認、ADB・世銀による Bus Rapid Transport (BRT) 整備状況等)、
- バングラデシュにおける法規則の承認プロセスや手続きの確認、
- 本業務における今後の作業の全体像 (作業内容、スケジュール) 整理、
- ローカルコンサルタントの選定・雇用、
- 技術基準・構造規則 (標準) に関する第 1 案の策定、バングラデシュ側への説明・手交、Urban MRT 法の承認支援
- MRT 法規則体系の再整理案のたたき台の作成

【国内整理期間】

- 現地業務報告書 (1) のとりまとめ・JICA への提出 (* 今期間中に作成した第 1 案等を含む)

・ 第 2 フェーズ (2013 年 11 月～12 月) :

【準備期間・現地派遣期間】

- 今期間の現地業務実施方針の策定・提出、JICA 説明（*但し、簡易で可）
- 技術基準・構造規則（標準）第 1 案に対するバングラデシュ側（関係機関含む）のコメント反映・修正、各所への説明、追加作業、同第 2 案の作成、バングラデシュ側への説明・手交
- MRT 法規則体系の再整理案の検討、第 1 案の作成

【国内整理期間】

- 現地業務報告書（2）のとりまとめ・JICA への提出（*今期間中に作成した第 2 案等を含む）

・第 3 フェーズ（2014 年 1 月～2 月）：

【準備期間・現地派遣期間】

- 今期間の現地業務実施方針の策定・提出、JICA 説明（*但し、簡易で可）
- 技術基準・構造規則（標準）第 2 案に対するバングラデシュ側のコメント反映・修正、同最終案の作成、
- MRT 法規則体系の再整理案の検討、第 2 案の作成・コメント反映
- バングラデシュ側に対する都市交通の法規則に関するワークショップ開催、理解促進

【国内整理期間】

- 現地業務報告書（3）のとりまとめ・JICA への提出（*今期間中にバングラデシュ政府の承認プロセスに上程した最終技術基準・構造規則（標準）案、開催したワークショップの記録等を含む）

・第 4 フェーズ（2014 年 4 月）：

【準備期間・現地派遣期間】

- 今期間の現地業務実施方針の策定・提出、JICA 説明（*但し、簡易で可）
- 技術基準・構造規則（標準）最終案のバングラデシュ承認プロセスへの上程、承認に必要な支援作業の実施
- MRT 法規則体系の再整理案の確定、バングラデシュ側関係者への説明・了解取り付け、承認（必要な場合）に必要な支援作業の実施

【国内整理期間】

- 最終報告書（ドラフト）のとりまとめ・JICA への提出（*承認プロセスの進捗を示すバングラデシュ政府側文書等を含む）

・第 5、第 6 フェーズ（2014 年 8 月および 11 月頃*）：

【準備期間・現地派遣期間】

- 今期間の現地業務実施方針の策定・提出、JICA 説明（*但し、簡易で可）
- 技術基準・構造規則（標準）および MRT 法規則体系の最終案のバングラデシュ承認プロセスの進捗フォロー、承認に必要な支援作業の実施
- 円借款「ダッカ都市交通整備事業（I）」の進捗に伴う必要な修正作業への対応

*第 5、第 6 次派遣のタイミングは現地状況に応じ別途検討し JICA と協議する。

【国内整理期間】

- 最終報告書のとりまとめ・JICA への提出

(8) 現地人材の備上

本業務では、バングラデシュ側の都市交通をめぐる最新の現地情報および各省庁をまたぐ承認プロセスの確認と対応など、現地に根差した活動が強く求められるため、現地人材の備上を認める。コンサルタントは同趣旨を踏まえて現地人材の活用方法をプロポーザルにて提案すること。

なお、以下については、当人材の備上主である本コンサルタントが、適切な管理・連絡体制を担保する場合に限り（打合せ簿による）、現地情報の継続フォローを行う目的として、本コンサルタントの業務契約期間全般（国内作業期間中含む）に渡し、継続雇用することを認める。

- (1) バングラデシュ法規則全般
- (2) 土木技術・構造物関連
- (3) 電力・通信関連
- (4) 鉄道車両・機械関連
- (5) 鉄道輸送計画関連

(9) 現地ワークショップの開催

本業務では、前述（7）で想定している第3フェーズにおいて、実施機関、上位官庁および関係省庁、学術関係者を対象としたダッカ都市交通に関する法・規則の重要性等を訴求するワークショップを開催する必要がある。コンサルタントは同趣旨を踏まえて、適切なワークショップの企画・実施についてプロポーザルにて提案すること。

(10) その他、特にプロポーザルにて提案を求める事項

本業務のプロポーザル作成に当たっては、前述5.「留意事項」に加え、以下の事項についても、コンサルタントの知見と経験に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

- (ア) ダッカ都市交通における許認可行政の在り方と現状とのギャップ、その改善方法（および本事業内で対応できる部分）
- (イ) バングラデシュおよび我が国の都市鉄道有識者・関係者の活用方法／対応方法（参画の必要がある場合）
- (ウ) ダッカ都市交通に関連する JICA の他の支援業務・調査との連携方法および活用方法

なお、業務量を大幅に超える提案を行う場合、プロポーザルにおいて代替案として提案すること。代替案に関する見積書については契約交渉時に代替案の内容と併せて協議を行うこととする。

6. 業務の内容

(1) 関連資料・背景情報の収集・分析、取りまとめ

DTCA に対して JICA は「DHUTS」「ダッカ IBA」を通じて、日本の鉄道運営に関連する法律を基に、バングラデシュにおける鉄道事業の実施に必要なと想定される各種省令、規則、社内規定について提案を行った。そこでは、DMTC 設立・運営に係る会社法などのほか、公共事業調達・財務管理・PPP などの関連法令、公務員の処遇等および、その他都市交通運営に係る法令などが想定され、およそ 30 程度の法・規則等が最低限必要な要素として整理された。これを受けて本業務のコンサルタントは以下の作業を国内準備として実施する。

- (ア) バングラデシュ政府の政策 Vision 2021 や第 6 次 5 年計画等の上位計画・戦

略、バングラデシュの都市交通に関する各種法令や計画(DTCA法、Urban MRT法案、ダッカ都市交通戦略計画(STP)等)を確認・レビューし、本業務との関連性を体系的に取りまとめる。加えて、上記の「ダッカ IBA」や「DHUTS」等の JICA 既往調査で得られたデータを整理・分析して本案件の背景および関連セクター情報を把握し、本業務における詳細な調査内容と工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と協議を行う。

- (イ) 現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。
 - (ウ) 「MRT6 号線」の GC および IDC の業務範囲・スケジュール等を把握し、進捗状況を確認し、本業務の検討材料として取りまとめる。
 - (エ) 同じ DTCA を実施機関とする ADB や世銀による BRT 事業の進捗についても情報収集を行い、BRT 事業における法・規則等の整備体制を参考とする。BRT より本事業の方が先行している場合は、本事業と BRT 事業における法規則整備の違い等を整理し、統合が求められる点について分析し、JICA や関係機関へ提言を行う。(当作業は現地にて継続して実施する)
 - (オ) 「ダッカ IBA」で提案された各種法規則等の体系をレビューし、「法的拘束力の有無」「性能規定化の是非」「解釈基準か実施基準か」等の観点を用いて日本やベトナム等の先行類似国との比較分析を実施し、その結果をもとに、バングラデシュの都市交通事業における法規則体系のあり方として最適案のたたき台を準備する
 - (カ) インセプション・レポートの作成、説明・協議
上記(ア)の結果や調査に当たって必要な実施機関等に対応を求める事項などを取り纏めてインセプション・レポートを作成し、バングラデシュ実施機関に説明・協議の上、基本的了解を得る。
- (2) ダッカ MRT 法規則体系の再整理、提案、関係者への理解促進
- (ア) 前項(1)で準備された各種法規則等の体系に関する再整理案(たたき台)をもとに、現地状況を確認し、バングラデシュの状況に即して現地化された適切案を策定する。
 - (イ) バングラデシュ側の関係者へ説明、理解を促進し、必要な承認に向けた支援作業を行う。
- (3) ダッカ MRT 事業に必要な法・規則整備の「ロードマップ」および「ワークプラン」の作成、合意に向けた支援、次期以降への事業提案
- (ア) バングラデシュ運輸セクターにおける法規則の承認プロセスを洗い出し、本業務が対象とする法規則および今後本事業に関連して必要となる法規則の承認プロセスを明確化する。
 - (イ) ダッカ MRT6 号線および後続路線のために必要な法規則の抽出を行い、これらの作成・承認に向けた中長期的な「ロードマップ」を策定し、全関係者と合意するために必要な作業を行う。なお、ここで検討対象とするのは、技術基準、構造規則、運転規則、事業施行規則、監査規則、事故報告規則、事業会計規則、施設等検査規則、安全省令、運転免許、運輸規定、職制等が想定されるが、この限りではない。
 - (ウ) 前述の「ロードマップ」から、バングラデシュ側に求められる具体的な作業アクションに落とし込んだ「ワークプラン」を策定する。同「ワークプラン」においては、誰がいつ何を行うか、を明確にリスト化する。また、同案についてバングラデシュの関係機関に説明・理解を求め、全関係者と合意するための必

要な作業を行う。

- (エ) 前述の「ロードマップ」や上記(ウ)「ワークプラン」の実現のために JICA 等の国際ドナーが支援しうる部分を明確に整理し、抽出し、詳細化する。その中では、DMTC 社員、DTCA 職員、MOC 職員らへの技術移転・研修、OJT などとも検討し、MRT 運営のために必要な技術が関係者へ移転されるための必要な事項も抽出し含める。
- (オ) 前述(エ)のうち、本業務の支援範疇には含まないが、今後 MRT6 号線の運転開始までに必要とされ、喫緊に準備を開始すべき基準・規則等の整備について、バングラデシュ側との検討を踏まえ、必要に応じて、我が国への要望調査においてバングラデシュが提出する要望書の「参考提案書」を作成し、バングラデシュ側へ提案する。

(4) MRT6 号線整備に必要な構造規則・技術標準の策定

- (ア) 前述(2)において整理された、ダッカ MRT 事業に必要な各種法・規則・社内規定等のうち、最も緊急性の高い法規則案の作成を行う(現時点の想定は、技術基準・構造規則(標準)案)。その際には、日本、インド、ベトナム等の先行する類似事業を有する国における技術基準・構造規則(標準)の比較・分析を行い、ダッカ MRT 事業に最適な技術基準・構造規則(標準)案を策定する。
- (イ) 同案をバングラデシュ政府内の承認プロセスに上程させ、上位官庁からの問い合わせや必要な修正依頼等への対応を行う。

(5) Urban MRT 法の閣議承認への支援

現在、バングラデシュ政府内の承認プロセスにある Urban MRT 法は、各所からの問い合わせや修正等を指示されるなど、承認に向けたプロセスが停滞している。これを踏まえて、コンサルタントは以下の業務を行う。

- (ア) Urban MRT 法のこれまでの経緯と内容を精査するとともに、現在の Urban MRT 法の承認状況の確認を行う。
- (イ) 同法の承認プロセスを停滞させているボトルネックを整理し、迅速な(遅くとも 2014 年閣議まで)承認が行われるよう必要な支援作業を行う。DTCA が同法の迅速な承認を取り付けるために、必要に応じて、同法の修正も行う。

7. 成果品等

本契約における成果品は、後述の各種報告書に加え、以下の4種類が想定される。本業務の趣旨に鑑み、これ以外に追加で提出すべきものがあればプロポーザルにて提案すること。

- (1) ダッカ都市交通事業における技術基準・構造規則(標準)案
- (2) ダッカ都市交通に関する法規則体系案
- (3) 「都市鉄道法(Urban MRT Act)」
- (4) ダッカ都市交通事業における法・規則整備のための「ロードマップ」、「ワークプラン」、右のうち、今後我が国支援が想定される事業に関する我が国への要望書の原案となる「参考提案書」

なお、上記は、本業務の契約履行中に承認された場合は承認版(承認を証明する証票・レター等を添付)、未承認の場合はバングラデシュ政府への上程版、あるいはその修正版を提出すること。

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、各報告

書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文4部、英文5部（簡易製本）

(2) 現地業務報告書（プログレスレポート）

記載事項：事業の進捗、問題点と対応策、比較分析等資料、当該時点での技術基準・構造規則（標準）案、「法規則体系」案、Urban MRT 法案、「ロードマップ」・「ワークプラン」等

提出時期：第1次、第2次、第3次派遣時

部 数：和文4部、英文5部（簡易製本）

(3) 最終報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：第4次派遣終了時

部 数：和文4部、英文5部（簡易製本）

(4) 最終報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を前段に含む、本業務にて収集した全資料の添付を含む）、前述（4）最終報告書（ドラフト）に対するバングラデシュ側コメント反映版

提出時期：第6次派遣終了時

部 数：和文5部、英文5部（製本）、CD-R3部

なお、前述で規定した成果品や業務遂行上の必要に応じて準備したバングラデシュ側へのベンガル説明資料等も適宜、添付資料として含めること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2013年8月中～下旬より業務を開始し、第1次現地派遣、第2次現地派遣、第3次現地派遣の各回に現地業務報告書を提出し、第4次現地派遣終了後の2014年5月中旬を目途に業務報告書（ドラフト）を提出する。その後、業務を継続し、第5次、第6次現地派遣を終えて、2014年12月中旬までに最終業務報告書を作成・提出する。なお、バングラデシュで想定されている本年7月～8月のラマダン（断食）、および8月のラマダン明け休暇、10月中旬のイード（イスラム教による犠牲祭）休暇による現地側での作業効率の低下を考慮して、業務工程を検討しJICAと協議すること。現時点での想定業務工程は以下の通り。

	2013									2014											
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
フェーズ分け (参考)	第1フェーズ			第2フェーズ			第3フェーズ			第4フェーズ			第5フェーズ			第6フェーズ					
調査団	■			■			■			■			■			■					
報告書	▲IC/R ▲PR1			▲PR2			▲PR3			▲DF/R			▲F/R								

*OCC: Operation Control Center

*IC/R (インセプションレポート)、PR: Progress Report (現地業務報告書)

*DF/R (最終報告書ドラフト)、F/R (最終報告書)

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目安

合計 約 39.8M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

要員計画の構成分野 (案) を以下に示す。なお、業務内容および業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に示す格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することも認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ・ 総括/法整備企画 (2号)
- ・ 法整備全般 (3号)
- ・ 運転・輸送計画 (3号)
- ・ 土木構造物
- ・ 軌道、停車場
- ・ 電力・変電設備
- ・ 信号設備/OCC
- ・ 通信設備
- ・ 車両・機械設備

3. 対象国の便宜供与

本業務は国際約束を伴わない有償技術支援であることから、本コンサルタントに対する執務スペースの提供等は想定されていないため、必要に応じて、プロポーザル・見積書に含めること。

4. 配布/貸与資料および閲覧資料

【ウェブサイト上で閲覧可能資料】

- ・ バングラデシュ 第6次五カ年計画

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2013/cr1363.pdf>

- ・ 対バングラデシュ国別援助方針

<http://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/oda/seisaku/hoshin/pdfs/bangladesh.pdf>

- ・ JICA ダッカ都市交通網整備事業(フェーズ2)準備調査報告書要約編
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000000522>
- ・ JICA ダッカ都市交通網整備事業準備調査報告書ファイナルレポート(和文要約)
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=2&method=detail&bibId=0000253202>
- ・ JICA ダッカ都市交通料金システム ICT 化プロジェクト (プレス版)
http://www.jica.go.jp/topics/news/2012/20130221_01.html
- ・ バングラデシュ道路交通法 (Road Transport and Traffic Act, 2012) (* 必要あれば)
http://www.moc.gov.bd/transport_act_english.php

以下の資料は、JICA南アジア部南アジア4課において閲覧可能。

【閲覧資料】

- (1) 本業務に関するバングラデシュ政府との合意文書 (M/D (コピー貸与可))
- (2) ダッカUrban MRT法 (案) およびダッカDTCA法 (コピー貸与可)
- (3) ダッカ都市交通戦略計画(Strategic Transport Plan, STP), 2005年 (コピー貸与可)
- (4) JICA「ダッカ都市高速鉄道実施体制強化支援専門家調査」報告書 (コピー貸与可)
- (5) JICA「ダッカ都市交通料金システムICT化プロジェクト」報告書 (閲覧のみ)

5. 現地再委託

本業務では、本邦コンサルタントを支援する目的のために、以下の分野等について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・法律事務所・NGOに再委託して実施することを認める。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、適切な監督、指示を行うこと。

- (1) バングラデシュ法規則全般の情報収集および翻訳
- (2) 都市交通・鉄道等技術全般の情報収集および翻訳

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法・監督方法等と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名および現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. 安全管理

本業務の執務想定場所はダッカ市内に留まり、主要訪問先は、実施機関や関連省庁 (DTCA、DMTC、運輸省、ダッカ市役所等) 程度と考えられるが、ハルタル等の暴動発生により市内の交通移動が制限される場合も想定して、適切な執務スペースを確保することが望まれる。また、宿泊場所については、安全管理を所掌するバングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

7. その他の留意事項

- (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度をまたが

る現地作業および国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。なお、コンサルタント側からの請求がある場合において、必要に応じて中間払いが可能となる。

(2) 現地ワークショップ・視察の実施およびその経費

コンサルタントは、本業務において、バングラデシュ側カウンターパートを対象としてワークショップを実施する。その経費については、全て本契約の見積もりに含める。なお、見積もる際は以下の前提に拠ること。コンサルタントは、現地状況に即して、これ以外の別案があればプロポーザルにて提案すること。

(ア) バングラデシュ国ダッカ市で開催する。

(イ) 本ワークショップにて収集した情報は報告書に反映する。

(ウ) バングラデシュ側からの参加人数は10名（仮）、期間は2日間程度とする。

(エ) 同費用は見積書の費目「一般業務費・ワークショップ開催費」として計上する。

(3) カウンターパートの出張旅費

本業務においては、特段にカウンターパート（C/P）の出張は想定されていないが、本業務の遂行上必要と思われる出張があればプロポーザルにて提案すること。なお、C/Pの出張旅費については、円滑な業務実施およびプロジェクト終了後のC/P機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をC/Pに支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

(ア) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること

(イ) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）

(ウ) 当機関が事前に承認していること

(エ) C/P機関からの申請書を取り付け、経費については分けて見積もることとする。

(4) 成果品のベンガル語訳

本業務の対象となる実施機関および関連省庁では、業務遂行上は英語でのコミュニケーションで支障はないが、法・規則の承認に際しては、バングラデシュ政府側でベンガル語による協議が必要となる。よって、本業務の想定成果品である「技術基準・構造規則（標準）」、「法規則体系案」「ロードマップ」、「ワークプラン」、要望書のための「参考提案書」等においては、遅滞なくベンガル語版を作成するようにし、実施機関・関連省庁との協議に使用すること。ベンガル語への翻訳に際しては、都市鉄道や法規則に関する専門用語を含むことから、一般的な翻訳者に委託するのではなく、前述5.にて再委託を行う現地コンサルタントとの協議のもと実施し、翻訳品質も適切に担保するよう配慮する。

以上